

## 東海・東海第二発電所における「原子力事業所の区域の境界」について

### 1. 原子力事業所の区域の境界

東海・東海第二発電所における原子力災害対策特別措置法で定める「原子力事業所の区域」は、原子炉等規制法で定める「周辺監視区域」と同じ区域であり、一般の住民がみだりに立ち入らない処置を講じて管理している。

また、東海第二発電所における一般公衆の線量評価は、周辺監視区域境界付近において実施しており、下図のとおり4台のモニタリングポストを設置して監視している。



### 2. 原子力事業者防災業務計画の取り扱い

東海・東海第二発電所においては、原子力事業所の区域の境界（周辺監視区域の境界）は変更しておらず、モニタリングポストの設置位置に変更はないことから、原子力災害対策特別措置法第11条を満足しており、原子力事業者防災業務計画の変更は実施しない。

以上

枠囲みの内容は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。